

令和6年（ネ）第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 国 外1名

被控訴人兼控訴人 大川原化工機株式会社 外5名

証拠説明書（10）

令和6年2月29日

東京高等裁判所第14民事部 御中

被控訴人兼控訴人ら訴訟代理人

弁護士 高 田



弁護士 鄭 一



弁護士 河 村



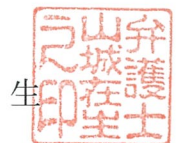
弁護士 我 妻 崇



弁護士 以 元 洋



弁護士 山 城 在



弁護士 坂 井



弁護士 丸 山 浩



上記当事者間の頭書事件における被控訴人兼控訴人ら提出の書証についての説明は、下記のとおりである。なお、原判決において定義された語句は、ことわりがない限り本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

| 符号 番号 | 標 目 | 作 成 年月日 | 作成者 | 立 証 趣 旨 |
|----------------|-----------------|----------------------------|----------------------|--|
| 甲 1 6 6 の 1 | 聴取メモ (経済産業省) | 平成 2 9 年 1 0 月 1 0 日 | 警 部 補・ 巡 査長 | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部と経産省との間で平成29年10月6日に打合せが行われた事実 ・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。 ・経産省が警視庁公安部に対し、規制該当性を肯定する回答を出せるように努力する旨を述べたこと。 ・経産省が、滅菌殺菌について、運用通達の文言以上の解釈をしていなかったこと。 ・経産省が警視庁公安部に対し、「搜索差押に入ったら顧客情報を数多く押さえてほしい。」「キャッチオールは需要者ではなく、用途で判断する。」「向け先の社員の兄弟・身内に生物兵器関連の研究者、社員がいれば、転用可能性を疑える」と、別件の端緒を掴むための搜索差押の実行を要望したこと。 |
| 甲 1 6 6 の 2 | 聴取メモ (経済産業省) | 平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日 | 警 部 補・ 巡 査長 | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部と経産省との間で平成29年10月13日に打合せが行われた事実。 ・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。 |
| 甲 1 6 6 の 3 | 聴取メモ (経済産業省) | 平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日 | 警 部 補・ 巡 査長 | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部と経産省との間で平成29年10月27日に打合せが行われた事実。 ・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。 ・経産省が警視庁公安部に対し、「噴霧乾燥器の場合、デッドポイントが数多くあり、大川原社製の噴霧乾燥器は構造上、滅菌・殺菌ができないと主張してくる可能性もある」と回答していたこと。 |

| | | | | | |
|------------|-----------------|---|--------------------|-------------------------------|---|
| | | | | | <ul style="list-style-type: none"> ・経産省が警視庁公安部に対し、「この省令には多くの欠陥がある」、「本当に情けない話だが、この省令には欠陥があるとしか言いようがないし、省令の改正をしない限り、噴霧乾燥器を規制することはできないのではないかと考えている」と回答していたこと。 |
| 甲166 の4 | 聴取メモ (経済産業省) | 写 | 平成29 年11月 6日 | <p>警部 補・ 巡 査長</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部と経産省との間で平成29年11月2日に打合せが行われた事実。 ・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。 ・経産省が警視庁公安部に対し、「噴霧乾燥器の有識者(メーカー、ユーザー)から殺菌方法、殺菌すべき場所、殺菌の判定方法について聴取した上で、客観的に見て、一般的と言える実験方法や判定方法を決定して欲しい。」と要望していたこと。 ・経産省が警視庁公安部に対し、「管理課の現在までの見解は、AGの記録にある「製造前後のばく露防止」に沿って、「装置全体を殺菌可能かどうか」と解釈していることも念頭においてほしい」と要望していたこと。 ・経産省が警視庁公安部に対し、「最も参考とすべきは「日本薬局方」であるという内容を、有識者(研究者、公的機関)から聴取して欲しい」と要望していたこと。 |
| 甲166 の5 | 聴取メモ (経済産業省) | 写 | 平成29 年11月 8日 | <p>警部 補・ 巡 査長</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部と経産省との間で平成29年11月7日に打合せが行われた事実。 ・同打合せに、課長補佐及び警視が出席していた事実。 ・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。 ・経産省が警視庁公安部に対し、「噴霧乾燥器を規制対象に追加した際に、大川原社が「当社製の噴霧乾燥器は非該当品」と述べた。本件が起訴されて公判になった場合、大川原社から「経産省もCISTECも何も言わなかったのだから、非該当で良いと思っていた。」と抗弁される恐れがある。故意性を立 |

| | | | | |
|--------|-----------------|---|------------|--|
| | | | | <p>証するのに障害となる可能性があり、経産省として支えることができないと考えている。」と述べていたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産省が警視庁公安部に対し、「省令の規定があいまいで、解釈もはっきり決めていない。そのような省令で違反者を罰して良いのかという不安もあり、まずは省令の改正やAGへの提案が先ではないかと思っている。」と述べていたこと。 ・経産省が警視庁公安部に対し、「警察がまずはガサに入りたいというなら、裁判官が令状を出すのに足りる表現をしたいと思う。例えば、該当すると言える蓋然性がある、非該当とは言えない、ぐらいで、過去の経緯もあり、明確に該当するとは回答できない」と述べていたこと。 |
| 甲166の6 | 聴取メモ (経済産業省) | 写 | 平成29年12月5日 | <p>警部補・ 巡査長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部と経産省との間で平成29年12月1日に打合せが行われた事実。 ・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。 ・経産省が警視庁公安部に対し、経産省内にある意見として、「元がレジームであり日本だけ突出するわけにはいかない。他国との並びを見る必要がある。乾熱殺菌で該当としている国はない。米、英はCIP付、デンマークは蒸気滅菌機能付きを該当としている」と述べたこと。 ・経産省が警視庁公安部に対し、経産省内にある意見として、「噴霧乾燥器は洗浄しないと滅菌又は殺菌ができないのではないかと。経産省がユーザー、メーカーに聴取の結果も警察の書類でも、ユーザーもメーカーもまずは洗浄をしている。警察が聴取している乾熱殺菌可能という話は、すべて理論上の話であり、実際にやっているユーザーはいない。」と述べたこと。 ・経産省が警視庁公安部に対し、「大川原社の輸出先に関して調査したところ、いずれもセラミック用途等、生物兵器の懸念ではないことから、許可す |

| | | | | |
|------------|-----------------|---|---------------------|--|
| | | | | <p>る可能性があり、警察ほどの懸念を感じていない。」と述べたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産省が警視庁公安部に対し「本件省令には不備があり、今後、省令改正の提案、解釈の変更、AGへの提案等をしていく必要も感じている。」と述べたこと。 ・経産省が警視庁公安部に対し「警察の対応に不信感を持っている。警察の報告書と調査員、メーカー等からの聴取結果を比較して、警察が都合の良い事実のみを経産省に伝えているのではないかと感じるが多々あった。」と述べたこと。 |
| 甲166 の7 | 聴取メモ (経済産業省) | 写 | 平成29 年12月 5日 | <p>補</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部と経産省との間で平成29年12月5日に電話による打合せが行われた事実。 ・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。 ・経産省安全保障貿易管理官が、警視庁公安部に対し、「管理課長、補佐、安検室長が話し合った上で、管理課の回答」として、警視庁公安部に対し、「乾熱実験は、日本薬局方の滅菌法に定められた方法で行うべきで、指標菌はバチルス・アトロファエウスじゃないと何の証明にもならない」、「殺菌という定義があいまいな以上、日本薬局方の乾熱滅菌法に定められた指標菌、時間、温度で実験した結果で判断すべきだ」、「排風口から漏れないという実験も必要だと考える」と述べたこと。 |
| 甲166 の8 | 聴取メモ (経済産業省) | 写 | 平成29 年12月 11日 | <p>補・ 巡 査長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部と経産省との間で平成29年12月8日に打合せが行われた事実。 ・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。 ・経産省が警視庁公安部に対し「警察から提出を受けた先生のメモや文献にある通り、滅菌または殺菌の方法については、日本薬局方の滅菌法しか定義がない。殺菌については定義も基準もないので、乾熱の実験であれば、芽胞菌でやらないと何の証明にも |

| | | | | | |
|---------|-----------------|---|------------|-------------|--|
| | | | | | <p>ならないのではないか」と述べたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経産省が警視庁公安部に対し「警察の言う外事性については十分理解した。できることなら協力したいと思っているが、経産省のキャッチオールに対する懸念性とは感覚のズレがあり、審査課や管理課を説得することはできなかった。」「実験を行うことは承知したし、それに対して意見することはできないが、最終的に経産省として「CIP付を該当とする」という判断を出すこともあり得る。」と述べたこと。 ・経産省が警視庁公安部に対し「これからは、どんなにマイナスな意見でも教えてほしい。」と要望したこと。 |
| 甲166の9 | 聴取メモ (経済産業省) | 写 | 平成30年1月17日 | 警部補・ 警部補 | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部と経産省との間で平成30年1月16日に打合せが行われた事実。 ・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。 ・経産省が警視庁公安部に対し「審査課は、「外国と足並みを揃えた規制となること、日本だけ突出して厳しい規制とならない判断基準」を模索している」と述べたこと ・経産省が警視庁公安部に対し「現在はデンマーク、米、英、スイス、独の5カ国における法規制を確認すべく、各国へ質問を投げかける準備を行っている」と述べたこと。 ・経産省が警視庁公安部に対し「管理課は、「滅菌殺菌定義のうち公知の方法が薬局方の「滅菌法」だけなので、そこに記載のあるパチルス・アトロファエウス以外では回答できない」との立場のままである」と述べたこと。 |
| 甲166の10 | 聴取メモ (経済産業省) | 写 | 平成30年1月29日 | 警部補・ 警部補 | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部と経産省との間で平成30年1月26日に打合せが行われた事実。 ・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。 ・経産省が警視庁公安部に対し「許可実績が無い中で、該非の判定をするのは難しいと感じているところ、審査課 |

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | | | | <p>よりメーカー等から聞いた範囲では、「該当」と判断するのは難しい」と回答したこと。</p> <p>・経産省が警視庁公安部に対し「警察の考え方と、経産省の考え方は根本的に異なると感じている。特に外事性については相容れない。」「器械も、経産省としては全く問題に感じていない。兵器転用の可能性を問うのであればキャッチオール範囲。」と回答したこと。</p> <p>・経産省が警視庁公安部に対し「オープン型クローズ型での漏れ防止、内部はどこまで指すか、温度のデットポイント等々色々細かな疑問はあるものの、審査課として、規制該当と判断しない大きな理由は、滅菌殺菌する仕様として作られた器械ではないという点が大きいです。」と回答したこと。</p> <p>・経産省が警視庁公安部に対し、「滅菌及び殺菌の定義については、殺菌の定義がない以上は殺菌をもって該当と判断することはできないとしか言いようがない」と回答したこと。</p> <p>・経産省が警視庁公安部に対し、「滅菌又は殺菌」の解釈については、運用通達におけるクロスフローろ過装置の文言と同じと考えて良い。ただし、クロスフローろ過装置と噴霧乾燥器は装置自体が異なることから、クロスフローろ過装置で滅菌または殺菌として捉えられている手法が、噴霧乾燥器にも当然に該当するというわけではない。」「クロスフローでは熱湯消毒のような物理的殺菌が認められているからと言って、「乾熱殺菌」を滅菌又は殺菌における「殺菌の定義」に置き換える考え方は正しいと言えない」と回答したこと。</p> <p>・経産省が警視庁公安部に対し、「各国の基準を確認し、バランスの取れる回答をしたいというのが本音」、「たとえば「生物兵器が製造できて、作った菌を殺せる器械」であっても、日本だけが輸出を規制しても意味が無い。AGに</p> |
|--|--|--|--|--|

| | | | | | |
|-------------|-----------------|---|-------------------|--|--|
| | | | | | <p>参加している他国が同じ性能の器械を輸出できるのであれば、本末転倒。」と回答したこと。</p> <p>・経産省が警視庁公安部に対し、「これ以上係員レベルで話をしても、正直平行線ではないか。」と述べたこと。</p> |
| 甲166 の11 | 聴取メモ (経済産業省) | 写 | 平成30 年2月2 日 | <p>警部補・ 警部 補・ 巡 査長</p> | <p>・警視庁公安部と経産省との間で平成30年2月2日に打合せが行われた事実。</p> <p>・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。</p> <p>・経産省が警視庁公安部に対し、「「殺菌」は曖昧で定義がない。有識者の意見として、特定の菌を殺滅できることをもって「殺菌」としているが、「個々の菌を殺菌できた」としても、生物兵器としてどの菌が使われるか分からないものを一括りに「殺菌できた」と言えるのか。」「経産省は現段階では、警察が「滅菌、殺菌」できるということを満たしていないと判断している。「殺菌」が曖昧なので、「滅菌」を証明するべきであるが、警察は「滅菌」の実験をしていない。」と回答したこと。</p> <p>・経産省が警視庁公安部に対し、経産省の回答なしでの令状請求を考えている事について、「「殺菌」の定義がはっきりしていない状況下で、それを他の組織が「該当」と決めつけて強制捜査をするのはいかがなものか、という人もいる。」「以前、 管理官が出席した打合せでは 補佐の個人的な意見として、「ガサまでは協力する可能性がある」として「該当する可能性を否定できない」等の回答が出せるかもしれないといった玉虫色の回答をしたが、決定事項ではないと伝えている。」「警察が強制捜査を行った後に、経産省が明確な理由をもって「非該当」の回答を出したらどうなるのか、お互いの関係を壊すのではないかという不安がある。」「該非の回答は、通常は「該当する」、「該当すると思われる」、「該当する可能性は否定できない」、「</p> |

| | | | | |
|------------------|-----------------|---|------------------------|---|
| | | | | 非該当」等であるが、「該当する可能性は否定できない」というレベルの回答を出したとして、令状は下りるのかと■■■■補佐が気にしていた。」と回答したこと。 |
| 甲 1 6 6 の 1 2 | 聴取メモ (経済産業省) | 写 | 平成 3 0 年 2 月 8 日 | <p>警視、■■■■ 警部・■■■■ 部補</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部と経産省との間で平成30年2月8日に打合せが行われた事実。 ・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。 ・経産省が、平成30年2月2日までの姿勢から一転、「捜索差押までは協力する」方針を示したこと。 ・経産省が警視庁公安部に対し、「今回の器械が法令に照らして、該当の可能性があるのか、ないのかといえば、あるといえるだろう」と述べたこと。 ・経産省(■■■■課長補佐)が警視庁公安部に対し、「ガサをやること自体は悪いことではないと考えている。ガサでいろんな情報を入手してもらいたい。」「私(補佐)も警察にいたから分かるが、警察はガサに入った以上、何か結末をつけないと厳しいのでは。警察が「ガサに入ったのだから、クロにしてくれ。できる規定だから、該当でしょ。」となるのは勘弁してもらいたい。」「その辺を理解した上で、やるのであればガサをするのは構わない。ガサに入ったからには該当と言い切ってもらわないと困る、となるのはこちらとしてはリスクが高すぎる」、「本件器械の該当性のみで最後までいくのではなく、(別件捜査と表だっていえないが、)できれば、ガサで得た情報で、他の件で立件してもらえれば、ありがたい。」 ・「経産省が該当と判断した後になって、大川原社が、運用通達の解釈が曖昧だから、該当とは全く思わなかった、同じ条文である外国が該当と判断していないのにおかしい、と外国との相場観で争ってきた時に、経産省の規制の仕方が曖昧だったのではとなってしまい、勝てない。」と述べたこと。 ・経産省(■■■■課長補佐)が警視庁 |

| | | | | | |
|-------------|------------------|---|---------------------|--|--|
| | | | | | <p>公安部に対し、「何度もいうが、ガサはいいんじゃないかと考える。上の幹部もその認識。課長とは事前に相談している。」、「警察のガサに期待している面もある。違法性の認識を出してもらえたらありがたい。別件で、本丸を見つけるのもいいし、キャッチオールでもいい。」、「公安部長が盛り上がっているというのは耳に入ってきている。部長から、ガサ後にクロにしてくれと来られても困る。」と述べたこと。</p> <p>・経産省（ 課長補佐）が警視庁公安部に対し、「照会文書の回答を出すにあたり、「表現ぶり」で調整するしかないと考える」、「今回はひっくり返って、非該当と判断する状況もありうるので、「該当と思われる」という文言は厳しく、該当の可能性を否定できないというのが一番いいと考えるが、どちらにしても、確度が低い回答となる可能性がある」、「どういう文言でやればいいのか、管理部長に報告を上げておく。顛末を報告しないといけないので。」、「この案件に関して、回答の文言をどうするかは、既に課長レベルでも決められないので、部長と相談する。ただ部長は私以上に右翼的なので、大丈夫かなと。ガサができるように、表現ぶりを検討したいと思う」と述べたこと。</p> |
| 甲166 の13 | 聴取メモ (経済産業省) | 写 | 平成30 年2月2 7日 | 警部 補・ 巡 査長 | <p>・警視庁公安部と経産省との間で平成30年2月27日に打合せが行われた事実。</p> <p>・同打合せにおいて警視庁公安部が経産省から聴取した内容。</p> |
| 甲167 | 電子メール (経済産業省) | 写 | 平成29 年12月 26日 | 経 済 産 業 省 職 員 | <p>・警視庁公安部からの要望に対応するため、経産省内では、平成29年12月11日から同月26日にかけて、安全保障貿易管理課及び安全保障貿易管理課審査課の幹部（各課長）を含む多数の職員において、本件省令の定める「殺菌」の解釈に関連して、他のAG参加国における解釈運用について照会を行うことが検討されていたこと、及びその照会事項</p> <p>・平成29年12月当時、経済産業</p> |

| | | | | | |
|------|-----|----|---------------|---|---|
| | | | | | <p>省は、本件要件ハの殺菌について明確な定義、解釈を有していなかったこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年12月当時、経済産業省内において噴霧乾燥器の内部にデッドスペース（温度の上がりにくい箇所）がある旨の指摘がなされていたこと |
| 甲168 | 陳述書 | 原本 | 令和6年 1月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・██████准教授は、機械装置の専門家ではなく噴霧乾燥器を取り扱った経験もないこと。また、外為法による輸出規制について専門的知見を有しないこと ・██████警部補作成の平成29年11月24日付け聴取結果報告書（丙A146）が、被聴取者である██████准教授の供述を正しく記載したものでないこと ・同聴取結果報告書のうち聴取結果（5）は、██████准教授が話したものでないこと。 ・同聴取結果報告書のうち聴取結果（6）は、██████准教授が話したものでないこと。 ・同聴取結果報告書の結論部分は、██████准教授が話したものでないこと。 | |
| 甲169 | 陳述書 | 原本 | 令和6年 1月22日 | <ul style="list-style-type: none"> ・██████教授は、機械装置の専門家ではなく噴霧乾燥器を取り扱った経験もないこと。また、外為法による輸出規制について専門的知見を有しないこと ・██████警部補作成の平成29年12月26日付け聴取結果報告書（丙A130）、及び同月25日付け聴取結果報告書（丙A143）が、被聴取者である██████教授の供述を正しく記載したものでないこと ・平成29年12月26日付け聴取結果報告書（丙A130）記載の聴取結果のうち、法令の解釈に関する部分は、すべて██████教授が話したものでないこと | |

| | | | | |
|------------|---------------------------------------|----|---------------|--|
| 甲170 | 陳述書 | 原本 | 令和6年 1月17日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ████████教授は、機械装置の専門家ではなく噴霧乾燥器を取り扱った経験もないこと。また、外為法による輸出規制について専門的知見を有しないこと ・ ████████警部補作成の平成29年12月26日付け聴取結果報告書（丙A129）が、被聴取者である ████████教授の供述を正しく記載したものでないこと ・ 同報告書記載の聴取結果のうち、法令の解釈に関する部分は、██████警部補から日本の法令の説明を聞いて、その文言の意味について ████████教授なりに推測して話したもので、専門的知見に基づく見解ではないこと |
| 甲171 の1 | 新聞記事 （毎日新聞 2023年12月8 日朝刊第1面） | 写 | 令和5年 12月8日 | 毎日新聞社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警視庁公安部が経産省に対する捜査事項照会書（丙2）に添付し、経産省の回答（丙3）の前提とされた殺菌解釈の有識者4名からの聴取結果報告書は、いずれも被聴取者が内容を確認したものではないこと。 ・ 聴取結果報告書の内容について、██████教授は毎日新聞の取材に対し、「私は該当性を判断する立場にない。文章が作られている」と、██████准教授は「該当すると断言したことはない」と語り、他の2名（██████教授、██████教授）も「説明したことが報告書で取り上げられていない」などとして内容が恣意的だと批判したこと。 |
| 甲171 の2 | 新聞記事 （毎日新聞 2023年12月8 日朝刊第3面） | 写 | 令和5年 12月8日 | 毎日新聞社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 聴取結果報告書（丙A127）の内容について、被聴取者である ████████教授は毎日新聞の取材に対し、「輸出規制に該当するかは経産省が判断することで、私が判断することではない。報告書は勝手な作文。」と話したこと。 ・ 聴取結果報告書（丙A128）の内容について、被聴取者である ████████准教授は毎日新聞の取材に対し、公安部に対して「該当」「非該当」の認識は示していないと答え、「こんな報告書が作られているとは思っていな |

| | | | | | |
|------------|--|---|-----------------------------|--------------------|---|
| | | | | | <p>かった」と話したこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴取結果報告書（丙A129）の内容について、被聴取者である■■■■教授は毎日新聞の取材に対し、「一般的な殺菌の説明はしたものの、報告書は経産省の輸出規制に関する殺菌について語った内容になっていて「正確ではない」と話したこと。 |
| 甲172 | <p>新聞記事 （読売新聞 2023年12月27 日朝刊社会面）</p> | 写 | <p>令和5年 12月2 7日</p> | 読売新聞社 | <ul style="list-style-type: none"> ・聴取結果報告書（丙A127）の内容について、被聴取者である■■■■教授は読売新聞の取材に対し、「機械の専門家ではなく規制対象かどうかは判断しようがないし、捜査に関する聴取とは一言も聞いていない。」と話したこと。 ・聴取結果報告書（丙A128）の内容について、被聴取者である■■■■准教授は読売新聞の取材に対し、「規制対象かどうかの認識は示していない」と話したこと。 |
| 甲173 の1 | <p>実験メモ（L-8i の温度測定実 験の結果につ いて）</p> | 写 | <p>令和元年 5月9日</p> | ■■■■警部 補他4 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部が令和元年5月9日に■■■■株式会社で行った本件噴霧乾燥器2の同型機を用いた温度測定実験における測定箇所及び測定結果。 ・警視庁公安部は、同実験において、排風口、サイクロン中間部のほか、「サイクロン底」（製品回収容器）の温度も測定していたこと。 ・同実験の結果、サイクロン底の温度は、警視庁公安部が殺菌可能と考えていた温度と時間（110℃、2時間）を達成することができなかったこと。 ・かかる実験結果を受け、警視庁公安部は、「そもそもサイクロン底は製品保存場所であり、必ずしも殺菌が必要な場所と捉える必要はないと思われる。」と考え、「オプションでダンパと呼ばれる回収容器の蓋に手動で開閉できる弁を取り付けることができる」ことを理由に、本件噴霧乾燥器2は弁が付いていないタイプのものであるが、「弁が付けた状態を想定して、測定箇所を排風口、サイク |

| | | | | | |
|------------|-------------------------|----|-------------------|--------------------|---|
| | | | | | <p>ロン中間部のみとした本結果を経産省に持ち込み、該非の照会をしていく」ことにしたこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [] 巡査部長が作成した温度測定結果報告書（丙14）は、同実験の経過及び結果を正しく記載したものでないこと。 ・ [] 巡査部長の陳述書（乙12）は、同実験の経過及び結果について虚偽の内容を記載したものであること。 |
| 甲173 の2 | ハイパーサー モクロン計測 データ | 写 | 令和元年 5月9日 | [] 警部 補他4 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 警視庁公安部が令和元年5月9日に [] 株式会社で行った本件噴霧乾燥器2の同型機を用いた温度測定実験における測定箇所及び測定結果。 ・ 警視庁公安部は、同実験において、排風口、サイクロン中間部のほか、「サイクロン底」（製品回収容器）の温度も測定していたこと。 ・ [] 巡査部長が作成した温度測定結果報告書（丙14）の資料3・4のデータは、本実験の後日、製品回収容器の温度を計測したデータを抹消（改ざん）して作成されたものであること。 |
| 甲174 | 報告書 | 原本 | 令和5年 8月13 日 | [] | <ul style="list-style-type: none"> ・ 警視庁公安部が令和元年5月9日に [] 株式会社で行った本件噴霧乾燥器2の同型機の温度実験の経過。 ・ 同実験の際、同社社長から捜査員に対し、測定口及び製品回収容器の温度が上がりづらいことを伝えたこと。 ・ 同実験の開始後、捜査員が同社社長に対し、温度の上がり具合をリアルタイムにモニタリングしたいと申出て、同社所有の温度測定器「極細型熱電対」の提供を受け、製品回収容器の底部に設置して温度測定を行っていたこと。 ・ 同実験の際、同社社長が独自に温度を測定したいと申出たことはないこと。 |

| | | | | | |
|------------|---------------------------------------|---|---------------------|-----------------|---|
| 甲175 の1 | 新聞記事 (毎日新聞 2024年2月14 日朝刊第1面) | 写 | 令和6年 2月14 日 | 毎日新 聞社 | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部が令和元年5月9日に行った本件噴霧乾燥器2の同型機を用いた温度測定実験において、排風口、サイクロン中間部のほか、製品回収容器の温度も測定し、その結果、製品回収容器の温度は、警視庁公安部が殺菌可能と考えていた温度と時間(110℃、2時間)を達成することができなかったこと。 ・警視庁公安部が同実験の結果を経産省に報告した際、製品回収容器の測定データの記載のない報告書を提出したこと。 ・当該報告について、捜査関係者が毎日新聞の取材に対し、「都合が悪いデータが意図的に削除された」と指摘したこと。 |
| 甲175 の2 | 新聞記事 (毎日新聞 2024年2月14 日朝刊第3面) | 写 | 令和6年 2月14 日 | 毎日新 聞社 | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部が令和元年5月9日に行った本件噴霧乾燥器2の同型機を用いた温度測定実験において、排風口、サイクロン中間部のほか、製品回収容器の温度も測定し、その結果、製品回収容器の温度は、警視庁公安部が殺菌可能と考えていた温度と時間(110℃、2時間)を達成することができなかったこと。 ・警視庁公安部が同実験の結果を経産省に報告するにあたり、「製品回収容器の蓋に、手動の開閉弁を取り付けできるオプションがある」との理由をつけて、製品回収容器の温度データは経産省に伝える必要はないとする捜査方針を取ったこと。 ・当該報告について、捜査関係者が毎日新聞の取材に対し、「製品の構造から製品回収容器は内部としか考えられない。強引に装置外部とみなし、実験データをもみ消したのが真相だ」と指摘したこと。 |
| 甲176 の1 | 検事連絡につ いてと題する 書面() (検事) | 写 | 平成30 年12月 12日 | 警部補、 警部 補 | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部が平成30年12月12日に検事相談を行った事実及び同相談において検察官から聴取した内容。 ・同検事相談において、 検事は、規制対象となる噴霧乾燥器がCIP付 |

| | | | | |
|--------|-------------------------|---|------------|--|
| | | | | のものであると思っていた旨の原告島田の供述について「一理ある」と理解を示していたこと。 |
| 甲176の2 | 検事連絡についてと題する書面() 検事 | 写 | 平成31年4月28日 | 警部補 <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部が平成31年4月26日に検事相談を行った事実及び同相談において検察官から聴取した内容。 ・同検事相談において、()検事は、「定置したまま殺菌できる」の定義が定まっていないのが問題。あいまいな定義では大川原からすると、今言われたなら分かるけど、当時は教えてもらってないし、そう思ってなかったとなる。なので、当時の状況をもってしても、大川原の殺菌できないという解釈はおかしい、そうとはいえないというものを示さなければならない。」と指摘していたこと。 ・同検事相談において、()検事は、「メモを見ると、()補佐は当初は尻込みしていた。経産省にも非があることは分かっている。支えられないよ、という言葉があったと思うが、なぜ経産省は意見が変わったのか。該非の照会に対する回答が「該当すると思われる。」とぼやかしている。経産省の判断は警察の資料に基づくということであるが、経産省は大丈夫なのか。該非の判断は公判で必ず弁護人がついてくる。それに経産省が耐えられるだけの理論武装を持っているかどうかを明らかにしてほしい。」と指摘をしていたこと。 ・警視庁公安部は、遅くとも平成31年4月28日以前に、検事に対し、経産省の捜査メモ(甲166の1～13)の内容を共有していたこと。 |
| 甲176の3 | 検事連絡についてと題する書面() 検事 | 写 | 令和元年6月20日 | 警部補 <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部が令和元年6月20日に検事相談を行った事実及び同相談において検察官から聴取した内容。 ・同検事相談において、()検事は、「まだ着任したばかりで、受け |

| | | | | | |
|--------|--------------------------|---|-----------|---|--|
| | | | | 取った書類にまだ目を通していない。とりあえずは、書類を読んだ上で、補充捜査が必要なものがあるかを確認する。」と述べたこと。 | |
| 甲176の4 | 検事連絡についてと題する書面() 検事) | 写 | 令和元年7月5日 | 警部補 | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部が令和元年7月5日に検事相談を行った事実及び同相談において検察官から聴取した内容。 ・同検事相談において、) 検事が、経産省職員を呼び出して確認を行いたい意向を示したこと。 ・同検事相談において、) 検事は、「日本の他の噴霧乾燥器メーカーは許可はとっているのか」、「経産省の職員と被疑会社とのやりとりで、経産省は機械が該当となると把握していた訳なのに、申請が上がってこないことをおかしいと思わなかったのか。そこも気になる。被疑者側からすれば、うちの機械が非該当というのは分かったのに、なぜ何も言ってくれなかったんだと言われかねない。」と述べたこと。 |
| 甲176の5 | 検事連絡についてと題する書面() 検事) | 写 | 令和元年8月13日 | 警部補 | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部が令和元年8月13日に検事相談を行った事実及び同相談において検察官から聴取した内容。 ・同検事相談において、) 検事が、「個別申請につき、経産省が基本的には許可を出すというスタンスで本件についても申請を出していれば許可していた、というのは理解した」と述べたこと。 ・同検事相談において、) 検事が、「地検内でも形式犯なのではという反対意見があるが、タイミングよく韓国ホワイト国外しがあり、規制から免れることの利益、申請しなかったことの実質的な意味があることが社会的に浸透してくれ、追い風となっているので、決裁はとりやすくなっている。」と述べたこと。 ・同検事相談において、) 検事が、「今のところ、経産省関係者から事前に聴取することはない。最終的に決裁を上げた際に、経産省に確認する |

| | | | | |
|--------|---|---|------------------|---|
| | | | | <p>よう上からの指示があれば、確認することになるが、今の段階ではない。」と述べ、令和元年7月5日における姿勢を変えたこと。</p> |
| 甲176の6 | <p>検事連絡についてと題する書面（ 検事）</p> | 写 | <p>令和2年3月24日</p> | <p> 警部補</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部が逮捕後の令和2年3月24日に検事相談を行った事実及び同相談において検察官から聴取した内容。 ・同検事相談において、 検事が、「二次ガサで押取したメールを見たが、被疑者らの任意調べ期間におけるメール内容とこれまで作成した調書との間に齟齬が生じている。」と指摘したこと。 ・同検事相談において、 検事が、「エンジ部の技術者から調書を巻く際に、警察調書で「大川原の機械をすべて温度が出るので殺菌できる」と供述しているが、この内容で地検で同じように巻いて大丈夫か。間違っているとわけにはいかないので確認しておきたい。」と指摘したこと。 ・同検事相談において、 検事が、「弁護士の主張は規制内容とAG原文とが異なるというものであるが、なぜ弁護士がここまで主張してくるのが気になる。その主張をしているのが大川原だけならば、問題ないのだが、その主張が業界（噴霧乾燥器メーカー）においてどれだけ受け入れられているのが重要である。業界が狭くメーカーが少ないということは理解しているが、その点がやはり不安である」と指摘したこと。 |
| 甲176の7 | <p>検事連絡メモと題する書面（ 検事）</p> | 写 | <p>令和2年3月24日</p> | <p> 警部補 ・ 警部補</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部が逮捕後の令和2年3月24日に検事相談を行った事実及び同相談において検察官から聴取した詳細な内容。 ・同検事相談において、 検事が、「大川原は潜在的な微生物は何が潜んでいるか分からないから炭疽菌も含むとして、AGのALLを全部にかけているが、ALLがかかるのは滅菌だけ。全然言っていることがおかしいので気にもしていない。AGの規定からす |

| | | | | |
|--------|--|---|----------|--|
| | | | | <p>るとうちのは当たらないとしているが、AGの規定の読み方を間違っている。」と述べたこと。</p> <p>・同検事相談において、 検事が、「業界の常識でそう思っているといっているが、他にも当たらないと言っている人たちがいるとまずい。解釈自体が、規定がおかしいという前提であれば起訴できない。業界の一般的な捉え方も被疑会社よりであれば起訴できない。彼らの言い分も一理あると言うことだと起訴できない。捜査段階では検証していないのか。」と指摘したこと。</p> <p>・同検事相談において、 検事が、「彼らが殺菌の定義が曖昧だから経産省にハッキリして欲しいと言っていたのに経産省が何も言っていないでそれが悪くて最近になって出して遅すぎるという主張が理が通るのであれば。経産省が解釈を出すのが遅すぎて犯行当時、判断基準がなかったというのが通るのであれば起訴できない。」、「そういう整理でやってきたと思っていた。そうでないと不安になってきた。大丈夫か。私が知らないことがあるのであれば問題だ。」と指摘したこと。</p> <p>・同検事相談において、 検事が、「追いガサの資料と調書が齟齬している。正確に報告していない。過小報告。任意の島田供述は痛いと思う。」と指摘したこと。</p> |
| 甲176の8 | 検事連絡についてと題する書面（ 検事） | 写 | 令和2年4月3日 | <p> 警部、 警部 補</p> <p>・警視庁公安部が起訴後の令和2年4月3日に検事相談を行った事実及び同相談において検察官から聴取した内容。</p> <p>・同検事相談において、 検事が、「100度程度の温度で装置内部の湿度が1パーセントになることは理解した。被疑者が「装置内部で湿度が上がらないところがある」と言っているが、湿度が一部だけ高いというのはあり得ないので、問題ないのでは。乾熱とは、乾燥と熱という意味だし。」と述べたこと。</p> |

| | | | | | |
|------------|--|---|-------------------|--------------------------------|--|
| 甲176 の9 | 公判検事との 打ち合わせ結 果についてと 題する書面 ([] 検事、 [] 検事) | 写 | 令和3年 7月21 日 | [] 警部 補 | <ul style="list-style-type: none"> ・警視庁公安部が令和3年7月21日に公判検事と打合せを行った事実及び同打合せにおいて検察官から聴取した内容。 ・公訴取消の理由が、①客観的性能(殺菌能力)を立証する目処が立たないこと、②法令解釈を裁判官に説明できないこと、の2点であったこと。 ・法令解釈については、経産省捜査メモを読むと「意図的に、立件方向にねじ曲げた」という解釈を裁判官にされるリスクがある、と公判検事が判断したこと。 ・同打合せにおいて検察官から警視庁公安部に報告された内容に関する、原審における [] 検事の証言が虚偽であること。 |
| 甲177 | 成功報酬の確 認書 | 写 | 令和3年 8月20 日 | 被控訴 人兼控 訴人会 社、弁 護人 | 本件刑事事件にかかる弁護人の成功報酬の額、及びその支払方法に関する合意の内容 |
| 甲178 の1 | 請求書 | 写 | 令和3年 9月2日 | 和田倉 門法律 事務所 | 被控訴人兼控訴人会社が本件刑事事件にかかる弁護人に対して支払った成功報酬の額 |
| 甲178 の2 | 入出金明細照 会と題する書 面 | 写 | 令和3年 9月30 日 | みずほ 銀行 | 同上 |
| 甲179 の1 | 請求書 | 写 | 令和4年 4月8日 | 和田倉 門法律 事務所 | 同上 |
| 甲179 の2 | 預金通帳 | 写 | 令和4年 4月ころ | 三菱 UFJ銀 行 | 同上 |
| 甲179 の3 | 御請求書 | 写 | 令和4年 4月4日 | 和田倉 門法律 事務所 | 同上 (振込額に含まれる顧問料の額) |

| | | | | | |
|------|---------|----|----------------------------------|---------------------------------------|----------------------|
| 甲180 | 診療録 | 写し | 令和2年 7月7日 ～同11 月5日 | 東京拘 置所医 師及び 看護師 | 亡相嶋の東京拘置所収容中の病状及び体調等 |
| 甲181 | 各種検査報告書 | 写し | 令和2年 9月25 日 ～同11 月2日 | 東京拘 置所及 び外部 検査機 関 | 同上 |
| 甲182 | 看護記録 | 写し | 令和2年 9月25 日 ～同11 月5日 | 東京拘 置所看 護師 | 同上 |
| 甲183 | 病院のカルテ | 写し | 令和4年 3月7日 | 病院(赤 字の翻 訳部分 は控訴 人相嶋) | 亡相嶋の疾病の状況及び治療経過等 |

以上